

愛媛県特定希少野生動植物保護管理推進サポーター制度実施要領

(目的)

第1条 「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」(以下「県条例」という。)に基づき指定された特定希少野生動植物は、生息環境が脆弱な種が多いことから、現在の生息地が気象災害等で消滅する危険性がある。そこで、生息地以外で保全を図る「生息域外保全」を保護管理事業の一環として県民参加型で実施するため、愛媛県特定希少野生動植物保護管理推進サポーター制度(以下「サポーター制度」という。)を創設し、県民が主体となった保護管理活動を推進する。

(対象種)

第2条 サポーター制度の対象となる特定希少野生動植物(以下「対象種」という。)は、人工増殖が可能で、管理にあたって特殊な施設や装備等を要しない種とする。対象種の選定にあたっては、花粉等の飛散や排水等が県内の在来種に対して遺伝的攪乱を生じさせる危険性が低い種を選定する。必要に応じて、対象種ごとに管理に際しての留意事項を定めるものとする。

(県の責務)

第3条 県は、県条例第26条の規定で定めた保護管理事業計画に基づく保護管理事業の一環としてサポーター制度を実施する。

2 県は、対象種の苗等の増殖を行うとともに、栽培・飼育管理マニュアル(以下「マニュアル」という。)を作成する。必要に応じてえひめの生物多様性保全推進委員会、愛媛県レッドリスト改訂委員等に増殖に関する助言等を要請するものとする。

(認定等)

第4条 サポーター制度への参加を希望する個人や団体(以下「参加希望者等」という。)は、愛媛県立衛生環境研究所所長(生物多様性センター長)(以下「センター長」という。)に特定希少野生動植物保護管理推進サポーター申込書(別紙様式第1号(以下「申込書」という。))を提出するものとする。

2 センター長は、申込書を提出した参加希望者を特定希少野生動植物保護管理推進サポーター(以下「サポーター」という。)に認定しようとするときは、必要に応じてえひめの生物多様性保全推進委員会野生動植物専門部会の意見を聴き、サポーターに認定するものとする。

3 センター長は、サポーターを認定したときは、愛媛県特定希少野生動植物保護推進サポーター認定書(別紙様式第2号)を交付するものとする。

4 県はサポーターの認定を受けた者に対し、対象種の苗等を配布するものとする。

5 認定の変更通知については、前3項の規定を準用するものとする。

6 サポーターは、申込書に記載した内容に変更が生じたとき、又は対象種の保護管理活動を中止しようとするときは、速やかに別紙様式第1号または愛媛県特定希少野生動植物保護推進サポーター廃止届(別紙様式第3号)によりセンター長に届け出るものとする。

(サポーターの要件)

第5条 サポーターは次の要件を満たすものとする。

- (1) 県内在住の個人又は県内に拠点を有する団体(企業、学校、NPO、市町等)であること。
- (2) 長期にわたって対象種を適切に栽培、飼育できる者であること。
- (3) 対象種の引き取り、栽培・飼育・管理、県への報告に係る全ての費用はサポーターの負担とする。
- (4) サポーターの用務は無償とする。
- (5) 経営に事実上参加している若しくは実質的に経営を支配している者又は代表役員、一般役員等が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第3号に規定する暴力団の関係をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む)でないこと。

(サポーターの責務)

第6条 サポーターの責務は以下のとおりとする。

- (1) 県条例を遵守すること。

- (2) マニュアルに基づき適切な栽培・飼育管理に努めること。
- (3) 年に1回、保護管理状況等を県に報告すること（参考様式）。
- (4) 県から保護管理している個体（以下「保護管理個体」という。）の提供を求められた場合は、保護管理個体の一部を提供すること。
- (5) 保護管理個体が全て枯死した場合や、保護管理が困難になった場合等、不測の事態が生じたときは、速やかに生物多様性センターに報告すること。
- (6) 県から配付された対象種（配付した対象種から増殖した個体を含む）を無断で譲渡、販売又は野外に放出してはならない。

（所有権）

第7条 サポーター制度で配付した対象種の所有権は、県に帰属するものとする。

- 2 サポーターは保護管理個体の枯死や損耗について責を負わない。サポーターが増殖した個体についても同様の扱いとする。

（任期）

第8条 サポーターの任期は5年とし、申込書による更新手続きにより延長できるものとする。

（損害賠償）

第9条 サポーターは、その責めに帰すべき理由により、栽培・飼育管理の実施に関し、県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（認定の取消し）

第10条 生物多様性センター長は、サポーターが第5条又は第6条に定める要件を満たさなくなったとき、又はサポーターとしてふさわしくない行為があったと認められるときは、そのサポーターの認定を取り消すことができる。

- 2 センター長は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨をサポーターに通知するものとする。
- 3 前項の取り消しを受けたサポーターは、県の求めに応じて保護管理個体の全部又は一部を返還しなければならない。

附 則 この要領は、令和5年10月24日から施行する。